平成２５年（フ）第９５号
兵庫県西宮市獅子ヶ口町20番４―202号
破産者　辻阪　正夫
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１００号
兵庫県尼崎市立花町２丁目15番25号
破産者　信光興業こと　松原　信介
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
愛媛県西予市三瓶町二及１番耕地403番地
破産者　清家壽美子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第４号
熊本県菊池市豊間588番地
破産者　片岡耕太郎
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮崎市橘通東３丁目１番２号　第７中めがねビル２階
破産者　鈴木康太郎
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８０号
北海道苫小牧市豊川町２丁目３番20号
破産者　石田　徳一
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８５２号
宮城県黒川郡富谷町明石台６丁目14番地11
破産者　上田　陽子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６５号
宮城県多賀城市桜木２丁目８番23号　カーサ桜木202号、従前の住所宮城県多賀城市大代４丁目14番24号　ファミーユ佐藤101号
破産者　金川しのぶ
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
仙台市青葉区台原１丁目15番13号　ルーレット台原102、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町東向陽台１丁目６番７―１号
破産者　峯田みどり
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
茨城県つくば市大曽根2200番地　パステルメゾン柳Ｄ棟102号、開始決定時の住所仙台市太白区向山２丁目12番１号　ベルグコーポ１―201
破産者　福岡　正康
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
栃木県栃木市都賀町木457番地６
破産者　大橋　善道
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市大場803番地　ローヤルコーポ寿109号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市東中野1458番地４
破産者　大城　義之
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６３４号
横浜市青葉区田奈町50番地49、申立時の住民票上の住所横浜市神奈川区西寺尾２丁目18番３号
破産者　干場　政吉
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
広島市中区南千田西町４番13―301号　第一福田ビル
破産者　渡邉貴和子
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５３６号
福岡市東区三苫５丁目３番58―202号
破産者　村上　文雄
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８０号
福岡県太宰府市吉松２丁目９番11―501号
破産者　光澤　納人
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１号
秋田市泉中央６丁目10番４号
破産者　竹原　博明
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
秋田市金足浦山字岩崎115番地
破産者　藤原　美鶴
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１号
福島県いわき市常磐湯本町八仙25番地
破産者　三岡　久子
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部